

平成 23 年度

裁判所 政策別コスト情報

政策別コスト情報について

政策別コスト情報は、「政策別コスト情報の把握と開示について」（平成22年7月20日財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会）に基づいて作成しており、省庁別財務書類における業務費用計算書を政策評価単位毎に表示したものです。

各政策にかかるコストの把握にあたっては、各省庁単位で区分された一般会計に所管の特別会計を合算しており、共通経費等について仮定の配賦基準により配分を行い集計するなど、一定の方法により算出されております。また、各政策にかかるストックとして表示されている資産（負債）についても、仮に各省庁の資産（負債）が個々の政策に帰属すると整理したものを表示しており、計上額についても一定の仮定に基づいて算出されたものである点にご留意下さい。

政策別コスト情報を十分理解していただくため、「政策別コスト情報の把握と開示について」及び政策評価の内容等も併せてご覧下さい。

〔留意事項〕

- ・ 政策評価体系を持たない作成主体（皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣）においては、政策別コスト情報に準じた「事業コスト等に関する調書」を作成しております。
- ・ 各調書における「Ⅲ. 事業コスト（その他事業コスト含む）」に表示されている人件費等（括弧書き表示）については、「Ⅰ. 人にかかるコスト」に集計されております。
- ・ 百万円未満切り捨てのため、合計額が一致しないことがあります。
- ・ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示しています。

裁判所：総括表

(単位：百万円)

区 分	コスト計 (A)=(a)+(b)+(c)	内 訳						(参考) 自己収入等
		Ⅰ 人にかかるコスト (a)		Ⅱ 物にかかるコスト (庁舎等を含む) (b)		Ⅲ 事業コスト(その他 事業コストを含む) (c)		
			(a)/(A)		(b)/(A)		(c)/(A)	
事業コスト等の状況	307,513	241,252	78.5%	48,961	15.9%	17,299	5.6%	-

事業コスト等の状況

(所管:裁判所、(組織)裁判所)

1. 事業コスト等 307,513 百万円

(単位:百万円)

区 分		経 費												(参考)決算額
		人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	司法修習生手当等	裁判費	委託費等	庁費等	支払利息	その他の経費	減価償却費	貸倒引当金繰入額	資産処分損益	
I 人にかかるコスト	241,252	206,150	11,893	23,208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	28,316	-	-	-	8,045	-	125	9,390	138	10,205	318	87	4	-
②庁舎等	20,645	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,899	-	1,746	-
III 事業コスト	17,299	-	-	-	-	5,208	125	10,907	-	-	1,058	-	-	16,552
(1)裁判に必要な経費	17,299	-	-	-	-	5,208	125	10,907	-	-	1,058	-	-	16,552
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コスト計(I+II+III)	307,513	206,150	11,893	23,208	8,045	5,208	251	20,297	138	10,205	20,276	87	1,750	16,552

2. ストック情報

(単位:百万円)

区 分	主な資産等	ストック内訳												備 考
		土地	立木竹	建物	工作物	建設仮勘定	物品	無形固定資産	-	-	-	-	-	
物にかかるコスト	1,566	-	-	-	-	-	934	632	-	-	-	-	-	
庁舎等	596,535	387,390	953	155,043	41,649	11,497	-	-	-	-	-	-	-	
裁判に必要な経費	2,126	-	-	-	-	-	-	2,126	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	600,227	387,390	953	155,043	41,649	11,497	934	2,758	-	-	-	-	-	

3. 参考情報

- (1) 当該事務・事業に関連するコストの状況
省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払金 45,034百万円

- (2) 事務・事業の概要など
裁判所は、個人間等の法的な紛争を解決したり、罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かを判断したりすること等により、国民の権利を守り、国民生活の平穏と安全を保つための機関である。
裁判所の組織には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所がある。また、裁判所が所管する組織として検察審査会がある。
裁判所は、民事事件(労働事件、知的財産権事件を含む)、刑事事件、行政事件、家事事件、人事訴訟事件及び少年事件等を取り扱う。

事業コスト等の状況

(所管:裁判所)

会計別・部局別等のコストの内訳

(単位:百万円)

	一般会計					合計
	裁判所	—	—	—	—	
I 人にかかるコスト	241,252	—	—	—	—	241,252
II ①物にかかるコスト	28,316	—	—	—	—	28,316
②庁舎等	20,645	—	—	—	—	20,645
III 事業コスト	17,299	—	—	—	—	17,299
(1)裁判に必要な経費	17,299	—	—	—	—	17,299
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—
コスト計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)	307,513	—	—	—	—	307,513